

大崎市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、大崎市立小・中・義務教育学校及び子育て支援総合施設等への外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣する業務等を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

大崎市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務の目的

市内小・中・義務教育学校及び子育て支援総合施設等に英語のネイティブ・スピーカーであるALTを配置し、言語活動を取り入れた授業等を展開することで、外国語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解教育の充実を図る。

(3) 就業場所

大崎市立小・中・義務教育学校及び子育て支援総合施設等、その他教育委員会指定の場所

(4) ALT配置人数

13名

(5) 業務内容

- ① 大崎市立小・中・義務教育学校及び子育て支援総合施設等における英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導助手業務
- ② 教職員と指導内容、方法についての事前の打合せ
- ③ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案
- ④ 外国語の授業及び外国語活動の支援、並びに使用する教材研究、教材作成及び教材提供、外国語能力コンテスト等の指導
- ⑤ 教職員への外国語研修の支援
- ⑥ 英語力測定テストの実施及び採点・結果の提出
- ⑦ その他教育委員会と受託者において協議の上決定した業務

(6) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(7) 業務実施上の条件

① ALTの要件

ALTは、次の要件を満たす者とする。

ア 英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者

- イ 大学の学士以上の学位号を取得している者
- ウ 有効かつ本業務を履行するに当たり、所持すべき適正な種別の就労査証を有する者
- エ 本業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者
- オ 日本における教育、特に外国語教育に関心がある者
- カ 積極的に子供たちと共に活動することに意欲がある者
- キ 犯罪歴のないことが証明されている者
- ク 日本国法令を遵守する者

② 業務実施日

原則として、学校が休業日以外の月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）とする。なお、学校行事（外国語活動、英語活動に関する学校行事等）の都合により、業務実施日程を振替える場合もあるものとする。

③ 業務実施時限の割り振り

学校運営の必要に応じ、教育委員会と受託者が協議して定める。

④ 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後4時までの間で、休憩時間を除く1日6時間未満とする。

⑤ 業務の改善

教育委員会は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、受託者に改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

ア 日本国憲法その他日本の法令又はこの実施要領に違反したとき。

イ 児童生徒等又は大崎市立小・中・義務教育学校及び子育て支援総合施設に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。

ウ 業務履行が不十分である又は業務履行に支障があると認められたとき。

⑥ 委託業務の実施

受託者は、ALTに対する必要な研修等を行い、委託業務の適正な履行を図るものとする。

⑦ 守秘義務

受託者（業務に従事するALTを含む。）は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

⑧ 緊急時の通知等

受託者は、緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により市立学校長又は施設長及び教育委員会学校教育課担当者に通知するとともに、業務が円滑に遂行するように対処することとする。また、その状況を書面により速やかに教育委員会学校教育課長に報告することとする。

(8) 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

163,800,000円

3 参加資格

本業務の実施にふさわしい事業者を選定するために下記の資格要件を定める。

- (1) 大崎市入札参加業者登録簿に登録されている事業者であること。
- (2) 市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないものであること。
- (4) 大崎市又は近隣自治体（概ね30km以内）にスタッフが常駐していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

4 実施要領に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月12日（水）正午まで

(2) 受付先

大崎市教育委員会 教育部学校教育課 学事担当

電子メール：ed-gakko@city.osaki.miyagi.jp

(3) 質問方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔に記載し、電子メール（Word形式の電子メール以外での質問は受付しない）にて提出すること。

(4) 回答の方法

提出された質問に対する回答は、令和7年11月17日（月）までに大崎市公式ウェブサイトに掲載する。

5 提出書類

(1) 参加表明書

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号） 1部

② 事業者概要（様式第3号） 1部

(2) 企画提案書等

参加資格確認結果通知を受取った者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

① 企画提案書（様式第4号） 8部（正本1部，副本7部）

② 企画提案等説明資料（A4任意様式） 8部（正本1部，副本7部）

ア 企画提案書（様式第4号）を表紙として，これに企画提案等説明資料を綴り込み，左上1か所のみをホチキス留めすること。

イ 本実施要領「10－（3）評価基準」の視点を踏まえた企画内容で提案すること。

ウ 用紙のサイズはA4判で20ページ以内とし，ページ番号をつけること。

③ 見積書及び積算内訳書（様式第5号） 1部

6 提出期限及び提出場所

（1）提出期限

① 参加表明書 令和7年11月21日（金）午後3時まで

② 企画提案書等 令和7年12月5日（金）午後3時まで

（2）提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会 教育部学校教育課 学事担当

電話 0229-23-2212

（3）提出方法

持参の場合の受付は，土曜日，日曜日，祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は，上記提出期限必着とする。

7 参加資格確認

事務局において，「5－（1）参加表明書」に掲げる書類について審査し，参加要件を満たしていることを確認する。

参加要件を満たしていることが確認された者に対して，令和7年11月26日（水）午後5時までに電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに，企画提案書等の提出を要請する。

また，参加要件を満たしていないとされた者に対しては，令和7年11月26日（水）午後5時までに電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

8 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後，参加を取りやめる場合は，参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

（1）参加辞退届の提出期限

令和7年12月5日（金）午後3時まで

(2) 提出場所

6 (2) に同じ

(3) 提出方法

6 (3) に同じ

9 審査の実施

大崎市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、「5 - (2) 企画提案書等」に掲げる書類について審査し、最優秀提案者を選定する。

なお、委員会は、教職員経験者を含む6名で構成するが、委員の氏名については選定における公平性を確保するため、審査後に公表するものとする。

審査結果については、確定後、参加者全員に対し郵送により通知し、また、大崎市公式ウェブサイトに掲載する。

10 審査の方法

提案者の選定は、委員会が下記(3)の評価基準に基づき審査する。なお、審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「ヒアリング等」という。）は非公開とする。

(1) 審査に伴うヒアリング等の実施

① 委員会において企画提案書等を基にヒアリング等を実施する。

② ヒアリング等の日時は、令和7年12月16日（火）を予定している。

③ 詳細な日時等については、電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）により通知する。

※ヒアリング等の順番は、企画提案書等の受付順とする。

(2) 審査

① 提出された企画提案書等及びヒアリング等の内容を評価基準に基づいて審査する。合計得点が6割以上の参加者を合格とし、最優秀提案者及び優秀提案者（次点）を選定する。

② 1提案者当たりの時間は、30分以内とする。（企画提案書等説明15分程度、質疑応答15分程度）

※企画提案は、提出された企画提案書等と同内容のものとし、加筆修正はできない。

③ 出席者は1社3名までとする。

- ④ プロジェクター等を使用する場合には、提案者が準備すること。なお、スクリーンについては、本市で準備する。

(3) 評価基準

評価項目	配点
<p>1 企業評価</p> <p>(1) 企業理念</p> <p>(2) 運営管理体制 ○堅実な運営がなされているか等</p> <p>(3) 実績と信頼性 ○過去の実施状況（配置場所・人数・本業務に対する評価）</p>	15点
<p>2 業務の実施体制</p> <p>(1) ALTの採用基準・採用方法</p> <p>(2) ALTの交代・補填</p> <p>(3) ALTのサービス・労務管理</p> <p>(4) 地域スタッフの充実度 ○ALTのサポート体制が整っているか</p> <p>(5) 教育委員会・学校との連絡体制</p> <p>(6) 危機管理体制</p> <p>(7) 法令の遵守</p>	35点
<p>3 ALTの活用体制</p> <p>(1) ALT確保の根拠</p> <p>(2) ALTの質の根拠 ○ALTが指導技術を習得しているか</p> <p>(3) ALTの研修体制</p> <p>(4) ALTの評価体制 ○ALTの勤務評価体制及び方法が確立しており、学校からの評価、要望等が評価に反映される仕組みとなっているか</p>	20点
<p>4 提案の創造性</p> <p>(1) 外国語教育の研究体制 ○小学校外国語（外国語活動を含む）及び中学校英語を理解し、適切なカリキュラム、教材等を開発できる研究体制</p>	20点

<p>は整っているか</p> <p>(2) 授業以外の活動等への参加に関する提案</p> <p>(3) 教職員への研修に関する提案</p> <p>(4) ICTの活用に関する提案</p>	
<p>5 価格評価</p> <p>(1) 見積金額</p> <p>※最低価格提示業者を満点とし、価格差に応じ減点していく</p>	10点
<p>合 計</p>	100点

1.1 契約相手方の決定

最優秀提案者との間で協議が成立した場合は、契約相手方として決定する。しかし、最優秀提案者との間で契約締結に至らなかった場合には、優秀提案者（次点）と協議を行い、協議が成立した場合は、契約相手方として決定する。

1.2 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出後の企画提案書等の訂正及び再提出は認めない。
- (2) 著作権は各提案者に帰属する。
- (3) 提案された企画提案書等は、原則非公開とする。ただし、大崎市情報公開条例（平成19年条例第3号）等に基づく開示請求があった場合には、提案者に開示に係る意見書提出の機会を付与した上で開示する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。

1.3 その他

- (1) 企画提案書等の作成等、本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- ① 応募資格申請書の提出時から契約までの期間に、応募事業者が会社更生法の適用を受けるなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- ② 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合。
- ③ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。
- ④ 著しく信義に反する行為があった場合。
- ⑤ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ⑥ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした場合、その他不正の行為があった場合。
- ⑧ 見積書の内容と提案書等の内容が相違している場合。
- ⑨ 見積金額が設定された上限額を超えている場合。
- ⑩ 必要な書類が提出されない場合。
- ⑪ 審査会の指定した時間に遅れたもの、又は出席しなかった場合。
- ⑫ その他、定める手続き又は方法等を遵守しない場合。

14 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。ただし、各実施日については、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

内 容	日 時
公告・実施要領の配布開始	令和7年11月5日（水）
実施要領等質問の受付期限	令和7年11月12日（水）正午必着
実施要領等質問の回答期限	令和7年11月17日（月）
参加表明受付期限	令和7年11月21日（金）午後3時必着
参加資格確認結果通知	令和7年11月26日（水）
企画提案書等提出期限	令和7年12月5日（火）午後3時必着
参加業者への審査会通知書の送付	令和7年12月9日（木）
プロポーザル審査と優先交渉権者の決定	令和7年12月16日（火）
参加業者への審査結果通知	令和7年12月17日（水）
仕様の調整等打合せ	令和8年1月上旬～2月上旬
年間派遣計画の作成	令和8年1月上旬～2月上旬
契約	令和8年3月予定